

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、取締役会及び監査役会を設置したコーポレート・ガバナンス体制の下で各種内部統制機能を適所に的確に配備し、株主及びステークホルダーの皆様に対して、経営の「効率性」と「透明性」を高めていくことをコーポレート・ガバナンスの取組みの第一としてまいります。先ず、効率性の向上については、取締役会議案を事前に送付および説明することにより、取締役会をより効率的に運営してまいります。また、透明性の向上については、重要情報を遅滞なく開示していく体制を構築するとともに、監査役会が経営情報を正確に把握できる体積を構築することにより図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
井石 裕二	523,000	24.55
田中 竜也	523,000	24.55
株式会社BORA	240,000	11.26
株式会社IKI	240,000	11.26
城野 親徳	27,000	1.26
三井 徳益	21,100	0.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15,100	0.70
楽天証券株式会社	14,700	0.69
クレディ・スイス証券株式会社	14,000	0.65
auカブコム証券株式会社	11,200	0.52

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
杉本 佳英	弁護士										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉本 佳英			杉本佳英は、弁護士の資格を有しており、法律面について豊富な知識と経験を有していることから、社外から公正な視点で当社の経営に活かせると判断し、法律面に関しての助言を期待し、選任いたしました。 また、当社との間に特別な関係はなく、独立役員としての独立性・客觀性を十分確保されていると判断し、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、監査役は、代表取締役社長との定期的に会合を持ち、意見交換を行っております。また、必要に応じて適宜内部監査室と意見交換を行っております。
監査役及び内部監査室は、会計監査人と定期的に三様監査によって意見交換を行い、監査の過程で発見された問題点について報告、対処方法の検討等、相互連携による監査の実効性と効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
井上 重平	他の会社の出身者													
馬場 亮治	他の会社の出身者													
廣瀬 好伸	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 重平			井上重平は、長年に渡り会社経営に携わり、経営リスクおよび内部統制に関する多くの知見と経験を蓄積しており、コンプライアンス、リスク管理および内部統制についての豊富な知識と経験を有していることから、コンプライアンス、リスク管理および内部統制に関しての助言を期待し、社外監査役に選任しております。 また、当社との間に特別な関係はなく、独立役員としての独立性・客觀性を十分確保されないと判断し、独立役員として選任しております。

馬場 亮治		馬場亮治は、社会保険労務士の資格を有しており当社と顧問契約を締結しておりましたが、監査役就任前に、当社との顧問契約は終了しております。なお、今後も顧問契約を締結することはございません。	馬場亮治は、社会保険労務士の資格を有しており、労務およびコンプライアンス面について豊富な知識と経験を有していることから、労務管理面での助言を期待し、社外監査役に選任しております。 また、当社との間に特別な関係はなく、独立役員としての独立性・客観性を十分確保されないと判断し、独立役員として選任しております。
廣瀬 好伸			廣瀬好伸は、公認会計士の資格を有しており、会計およびコンプライアンス面について豊富な知識と経験を有していることから、会計およびコンプライアンス面での助言を期待し、社外監査役に選任しております。 また、当社との間に特別な関係はなく、独立役員としての独立性・客観性を十分確保されないと判断し、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値の向上、業績向上に対する貢献意欲の向上を図ることを目的として、導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員に対して、業績向上に対する意欲向上を目的しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬は、取締役会の決議により、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、業務分掌の内容及び業績への貢献度など求められる能力及び責任に見合った水準を勘案し、役職別の固定額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、管理部が取締役開催の連絡、決議事項の事前説明等を必要に応じてサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【取締役会・役員体制】

取締役会は、取締役4名(うち、社外取締役1名)により構成されており、定時取締役会を原則として毎月1回開催して業務執行上の重要な事項を決定するほか、機動的な意思決定を行うために、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

【監査役会・監査役】

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の計3名(うち、社外監査役3名)により構成されております。監査役会は、原則、月1回の定時監査役会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合には必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会、経営会議及びその他重要な会議に出席し、経営の意思決定の過程及び業務執行の状況を監督しております。このほか、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携をとり、年度監査計画に基づいて監査を実施するとともに、必要に応じて役員及び従業員に対して報告を求め、監査等により発見された事項については、監査役会で協議し、指導しております。

【経営会議】

経営会議は、常勤役員(取締役3名、オブザーバーとして常勤監査役)により構成されております。経営会議は、必要に応じて開催しており、新店舗の出店検討、FC加盟の他、その他重要な事項をタイムリーに検討し決定できるようにしております。

【リスク・コンプライアンス委員会】

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を議長とし、常勤役員、常勤監査役、内部監査担当者、各部長によって構成されております。原則、月1回開催しており必要に応じて臨時でも開催し、コンプライアンス体制の充実及びリスクマネジメントを実践しております。諸法令等に対する役職員の意識向上及び様々なるリスクに対する対応策等について協議し、リスクマネジメント及びコンプライアンス遵守の強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的及び独立した経営監視機能の確保は重要と考えていることから、当社では、独立性の高い社外取締役1名の選任、社外監査役3名で構成された監査役会を設置することにより、経営の監視機能として十分に機能する体制を整備していると判断しているため、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定に際しては、集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの定期的な説明会を実施する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの定期的な説明会を実施する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイト内に独立したIRページを設け、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部をIR担当部署とし、IR活動に当たっては、常に誠意をもった対応を心掛け、当社の事業戦略や財務状況等、投資家の皆様が当社を理解して頂くうえで必要または有用と判断される情報については、適時正確に開示するよう努めてまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	投資者が当社への投資価値を適格に判断できるために必要な会社情報を、ホームページ及び適時開示を通じて、迅速に提供するように努めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの運用を適切に行うために、当社では、2017年12月13日開催の取締役会において「内部統制に関する基本方針」を定める決議を行っております。現在もその基本方針に則って運用を実施しております。その概要については、以下の通りです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、企業理念・行動規定を定め、取締役会規程等の社内規程を制定し、それらが遵守されるように周知徹底を行っております。そして、コンプライアンスに対する意識を啓発するために、定期的に研修等を企画し実施しております。

さらに、不正行為等の早期発見と是正を目的として内部通報制度を設けており、通報窓口を社内及び社外に設置し、通報者の保護を明確にして運用しております。

取締役が会社の目的の範囲外の行為、法令及び定款に違反する行為をし、若しくはこれらの行為をするおそれがある場合には、監査役はその事實を指摘・勧告し、状況によっては当該取締役に対して行為の差止請求ができるものとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保全及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程等に基づいて適切に保存及び管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険に対応するために、リスク・コンプライアンス規程を制定し、各組織において継続的にリスクの発生の有無をチェックし、各組織の責任者はその状況を定期的に各取締役に報告しております。

そして、実際にリスクが発生した場合には、対策本部を設置し、迅速に対応することとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定時取締役会を原則として毎月1回開催して業務執行上の重要な事項を決定するほか、機動的な意思決定を行うために、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

また、職務権限規程に基づく権限の委譲により、迅速かつ効率的な意思決定が行われる体制を確保しております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合には、内部監査室又は管理部門所属の使用者を置くこととしております。

そして、監査役から監査業務における指示を受けた使用者は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないものとしております。

(6) 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役及び使用者に対して、事業の報告を求め、重要な事項についての報告を受けることとしております。

また、取締役及び使用者は職務執行に関して法令及び定款に違反する、又は、その恐れがある事項を発見したときは、直ちに監査役に報告しなければならないものとしております。

(7) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報者等が通報又は相談したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いもしないことを規定し周知徹底しております。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針

当社は、監査役がその職務執行のため必要と認める費用を会社に請求できることとし、監査役が費用の前払等を請求した場合には、当該監査役が職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことがでないものとしております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

監査役は、定期的に代表取締役社長と面談を行い、また必要に応じて内部監査室等との連携をとっております。そして、取締役会その他重要な会議に出席し、必要があるときは意見を述べるものとしております。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備、運用を評価し、継続的な見直しを行っております。

(11) 反社会的勢力に向けた体制

当社は反社会的勢力との関係・取引等を一切行わず、不当要求を受けた場合には、毅然とした態度で組織的に対応するものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とは、「内部統制システムの基本方針」として、当社は反社会的勢力との関係・取引等を一切行わず、不当要求を受けた場合には、毅然とした態度で組織的に対応するものとしてあります。具体的には、「反社会的勢力排除に関する規程」において、基本的な考え方、排除体制を定め、「反社会的勢力排除対応マニュアル」において、アプローチがあった場合の具体的な対応を定めております。

また、「反社会的勢力調査の確認手法等について」で、調査方法を定めております。なお、具体的な調査方法が以下のとおりであります。

(1) 役員については、登用前に当該人物のGoogleでのインターネット検索及び日経テレコンによる記事の横断検索並びに担当者による面談を実施し、反社会的勢力との関係がないことを確認しております。

(2) 従業員については、日経テレコンによる記事の横断検索並びに採用時に面接を実施とともに、反社会勢力との関係がない旨の誓約書を入手し、反社会的勢力との関係がないことを確認しております。

(3) 取引先については、新規取引先については、取引開始前に、社名と代表者名について、Googleでのインターネット検索及び日経テレコンによる記事の横断検索並びに担当者による面談を実施し、問題ないことを確認しております。既存取引先については、新規と同様の検索を年1回行つており、定期的に反社会的勢力との関係がないことを確認しております。

(4) 株主については、Googleでのインターネット検索及び日経テレコンによる記事の横断検索を実施し、反社会的勢力との関係がないことを確認しております。

その他

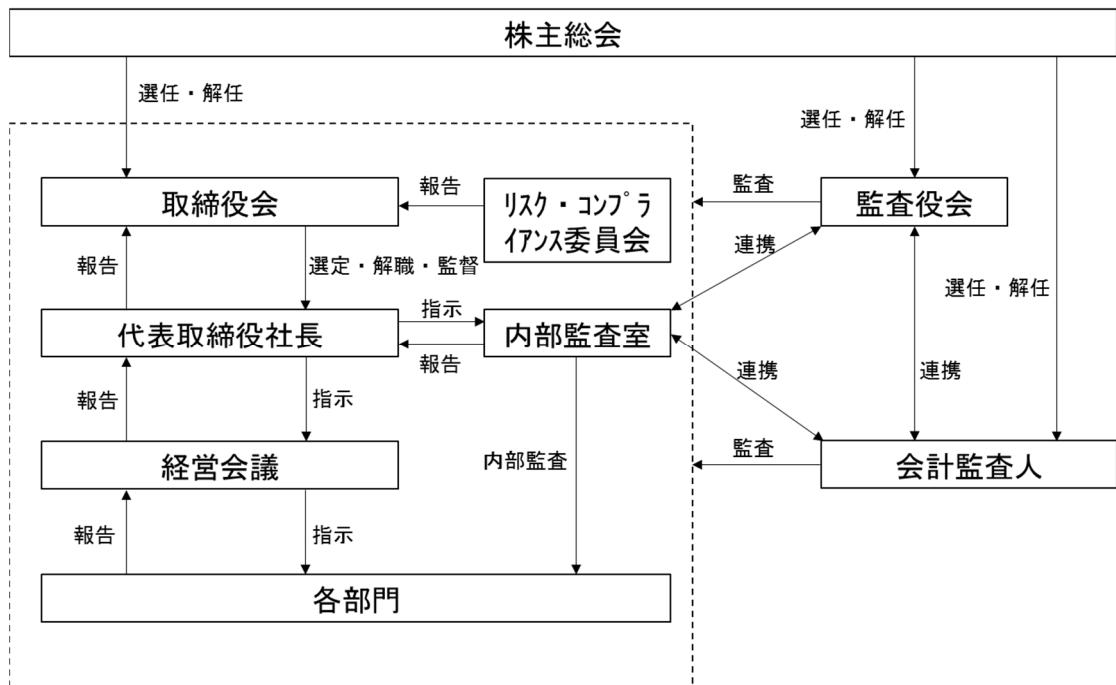
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

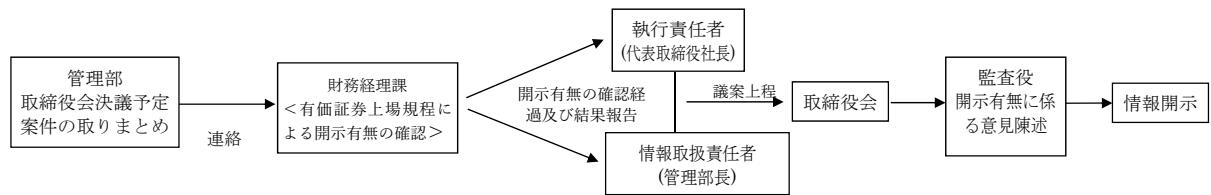
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の概要（模式図）】

＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞



＜当社に係る発生事実に関する情報＞

